平成２１年（フ）第４５８号
兵庫県宝塚市亀井町８番45号
債務者　石井　静香（旧姓鮫島）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７５号
兵庫県川西市鼓が滝１丁目32番13号、前住所神戸市灘区記田町２丁目３番13―403号
債務者　神尾　博巳（旧姓津田）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８３号
兵庫県伊丹市瑞穂町４丁目58番地グリーンシャトー瑞穂303号
債務者　森　　歩
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２７号
兵庫県美方郡香美町香住区八原417番地
債務者　田中　政雄
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
鳥取県倉吉市西倉吉町410番地４
債務者　延原さよみ
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第２０号
広島県三原市中之町１丁目16番５―301号
債務者　後藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
広島県尾道市古浜町５番２―403号
債務者　橋本　孝洋
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
愛媛県伊予市中山町中山西848番地
債務者　坂田　京子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第９０号
愛媛県松山市和泉南５丁目12番３号　和泉北団地Ｃ棟41号
債務者　東海林テルミ
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２２６１号
福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸２丁目36番地２
債務者　又丸　千章
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９１０号
福岡市中央区桜坂３丁目11番44号　桜坂ハイツ106号、住民票上の住所福岡市中央区六本松４丁目９番10号
債務者　大坪　稔典
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４６号
福岡県小郡市干潟1112番地３
債務者　本村　安子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第６１号
福岡県久留米市青峰２丁目30番20号
債務者　徳永　昌士
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第６６号
福岡県久留米市太郎原町871番地１　クインズコート201号、旧住所熊本県荒尾市荒尾640番地
債務者　中川原布佐子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３３４号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1177番地
債務者　相川　　勇
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第８号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙1600番地１
債務者　田口　利夫
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１８号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1318番地１
債務者　井本　雪江
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部